

平成27年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

平成27年9月8日（火）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について
日程第37 一般質問

◎出席議員（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 17番 | 杉本信一君 | 1番 | 今村則康君 |
| 2番 | 岩上孝義君 | 3番 | 佐藤昇君 |
| 4番 | 稲場仁子君 | 5番 | 奥田稔君 |
| 6番 | 山田和夫君 | 7番 | 黒坂貴行君 |
| 9番 | 岩澤武征君 | 10番 | 阿部君枝君 |
| 11番 | 山谷敬二君 | 12番 | 松田良一君 |
| 13番 | 竹中裕志君 | 14番 | 秋元直樹君 |
| 15番 | 高橋義詔君 | 16番 | 一宮龍彦君 |

◎欠席議員（1名）

議長 18番 前田篤秀君

◎列席者

| | | | |
|--------|--------|--------------|-------|
| 町長 | 佐々木修一君 | 教育委員会 委員長 | 新山史賢君 |
| 代表監査委員 | 村瀬光明君 | 農業委員会 委員長 | 新国純一君 |

◎説明員

| | | | |
|--------|--------|------|-------|
| 副町長 | 広井澄夫君 | 総務部長 | 加藤俊之君 |
| 民生部長 | 松橋行雄君 | 経済部長 | 鈴木光男君 |
| 経済部技監 | 中川原英明君 | 総務課長 | 舟木淳次君 |
| 情報管財課長 | 中村哲男君 | 企画課長 | 佐藤祐治君 |

《平成27年9月8日》

| | | | |
|-----------------------|-------------|-------------------|-------------|
| 財 政 課 長 | 大 堀 聰 君 | 保 健 福 祉 課 長 | 小 谷 英 充 君 |
| 住 民 生 活 課 長 | 小 野 寺 正 彦 君 | 生 田 原 總 合 支 所 長 | 平 間 敏 春 君 |
| 丸 瀬 布 總 合 支 所 長 | 只 野 博 之 君 | 白 滝 總 合 支 所 長 | 荒 井 正 教 君 |
| 会 計 管 理 者 | 小 野 寺 健 君 | 情 報 管 財 課 主 幹 | 鈴 木 浩 君 |
| 教 育 長 | 河 原 英 男 君 | 教 育 部 長 | 寒 河 江 陽 一 君 |
| 教 育 部 總 務 課 長 | 大 貫 雅 英 君 | 監 査 委 員 事 務 局 長 | 伯 谷 和 昭 君 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 伯 谷 和 昭 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 河 本 伸 二 君 |

◎議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

| | | | |
|-------------------|-------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 安 江 陽 一 郎 君 | 事 務 局 主 幹 | 渡 邊 亮 司 君 |
| 庶 務 ・ 議 事 担 当 係 長 | 小 玉 美 紀 子 君 | | |

◎開議宣告

○副議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は16名であります。

なお、前田議長より欠席の届け出が出ております。

議長不在のため、本日は私がかわりに議事を進行させていただきます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○副議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山田議員、松田議員を指名いたします。

◎日程第37 一般質問

○副議長（杉本信一君） 日程第37 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私のほうから、町としての総合的な交通政策の検討と運転免許自主返納制度の促進に向けた取り組み施策の展開について質問をいたします。

団塊の世代と言われる人たちの高齢化の進行に伴い、超高齢社会を迎えようとしております。そうした中で、将来にわたって高齢者や交通弱者と言われる人たちの移動手段の確保は極めて重要な課題であると考えます。

現在運行されている町内循環バスや生田原清里線、丸瀬布線のバスなどは、車を持たない人たちの移動手段としての一定の役割を果たしていると判断いたしますが、今後、高齢化率の更なる上昇が見込まれる中で、効率的かつ移動しやすい環境づくりを行いながら、地域のつながりと活性化を図っていくべきと考えます。あわせて、高齢者による交通事故防止、交通事故から高齢者を守るという観点から、運転免許自主返納支援の取り組み施策の更なる展開を図ってはどうかと考えます。

そこで、3点について町長の考えをお伺いいたします。

1点目として、ICTなどを活用したオンデマンド交通システムの導入を図るお考えはないでしょうか。

2点目として、北見の病院へ通院をする際に、JRの階段の上り下りが苦痛という声も聞かれることから、北見までのバス運行の復活又は留辺蘂までのバス運行を北見バスなどに働きかける考えはございませんでしょうか。

3点目として、高齢者が運転免許自主返納をした場合、現在、町では住民基本台帳カードの無料交付を行っておりますが、自主返納しやすい環境づくりとあわせて、当面、バス無料乗車券の発行、さらに、JR乗車の際の補助などの支援策を講じる考えはないでしょうか。

以上であります。

○副議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

佐藤議員の、町としての総合的な交通政策の検討と運転免許自主返納制度の促進に向けた取り組み施策の展開についての御質問にお答えいたします。

御質問1点目のICTなどを活用したオンデマンド交通システムの導入を図る考えはないかですが、デマンド型交通、いわゆる予約型の輸送サービスにつきましては、バスやタクシーなどにより基本ダイヤや基本ルートをも有するものから地域内を自由自在に動くものまで、その運用方法はさまざまであります。現状では、路線バスなどの公共交通機関の空白となっている地域を対象とし、電話にて予約を受け付けて運用している自治体が多く、管内では地域を循環しているコミュニティバスと兼ねて実施している北見市や、乗合タクシーとして一部ルートで取り組んでいる網走市の事例がございます。

御質問のICT、パソコンやインターネットなどを活用したオンデマンド交通システムの導入につきましては、専用の予約配車システムなどは導入や維持管理に多額のコストを要する場合がありますことから、システムのメリット、デメリットを十分勘案し、慎重に検討する必要があると考えております。

今後、高齢化する地域の状況の変化や利用者のニーズを把握した上で、路線網の在り方や運行の充実について、交通事業者や関係機関とも十分協議しながら、将来的には総合的な交通政策の一つとして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の、北見の病院へ通院する際、JRの階段の上り下りが苦痛という声も聞かれることから、北見までのバスの運行の復活又は留辺蘂までのバスの運行を北見バスに働きかける考えはないかですが、過去、北海道北見バス株式会社により、遠軽北見間で遠北線として運行がされておりましたが、平成22年度末をもちまして廃止となっております。

廃止となりました一番の理由といたしましては、乗客数が極めて少ないことから、北見バスへ運行の補助金を支出しておりました北見市と本町、北見バスの三者で協議をした結果、遠北線廃止の判断をさせていただいたところです。

本町では、町営バスによる運行代替案も検討しましたが、初期投資額や経常経費などの財政的な問題もあり、結果としまして、現在の生田原キララン清里までの清里線への路線変更をさせていただきました。

清里線につきましては、昨年11月に実施いたしました町内路線バスの乗降調査におき

まして、運行回数、運賃とも半数以上の方から今のままでよいとの回答をいただいているところでございます。

また、北見市では、遠北線の廃止後、住民から苦情や路線を復活してほしい旨の要望は特にはなく、現在、北見市といたしましても、路線の復活の考えはないとも聞いております。

以上のことから、北見又は留辺蘂までのバス路線の運行を働きかける考えは今のところございませんが、今後におきましても、社会状況の変化などを注視してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

3点目の高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境づくりということで、バス無料券の発行やJR乗車の際の補助などの支援策を講じる考えはないかとの御質問ですが、高齢者運転免許自主返納支援事業につきましては、70歳以上の方を対象に、警察署などで有効期間内の運転免許証を自主返納した場合に、免許証にかわる身分証明書として住民基本台帳カードを無料で交付しており、平成21年度の事業開始後、これまでに63名の方に御利用いただいているところであります。

また、この事業に関しましては、老人クラブなどで開催する交通安全教室におきまして、高齢者の交通事故防止の啓蒙とあわせまして、チラシを配布するなどにより説明をしているところです。

本町では、70歳以上の方を対象とした高齢者乗り物助成事業を行っており、バスを利用するときの助成券の交付、更に、本年度からはハイヤーを利用するときにも使えるように拡大を図ったばかりでございます。

7月末現在の利用状況につきましては、前年比223%の利用となっており、ハイヤーへの利用拡大の効果が現れていることから、免許証自主返納の方につきましても現行制度を利用していただくことを考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（杉本信一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） それでは、1番目のほうから順次質問をしていきたいと思っておりますけれども、ニーズを把握した上で将来的に検討をするということでもあります。基本的にはその考え方を受けておきたいというふうに思いますけれども、例えばほかで導入されているような実態であるとか、あるいは、国土交通省から指針が出ていると思うのですけれども、そういったものなども含めて、研究をしながら、場合によっては実際に行われているようなところに職員などを派遣して勉強するとか、そういったような考え方については今のところないでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 制度について、国の指針なり、また、現状、そう多くはないですが実施している自治体等に職員を派遣したりするというようなことは、今までも、私自身も直接折に触れ、そういったところへ行ったり見たりしておりますし、今後ともそう

いったことは続けてまいって行って、本当に、効果はあるのは、ある意味ではわかっておりますが、遠軽町にとって、先ほど申しましたけれども、いろいろな、タクシーの制度だとかもやったばかりであります。そういったものとの絡みを考えながら、コスト面でも、また、利用者はどれぐらい実際にいるのかというようなことを考えながら、今後とも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） それで、地域公共交通会議というものがあると思うのですけれども、基本的にはそういったところで議論をしながら、そこで承認を得ないといけないということだと思うのですけれども、例えば研究された結果なども踏まえて、そういうところの中で議論をするということについては考えておりますか。

○副議長（杉本信一君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

当然、地域公共交通会議の中において、そういったシステム導入等を含めて検討の上、実施したいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 実際に実施をされている、これは本州のほうなのですけれども、外出機会が増えることによって、地域経済の活性化、あるいは医療費削減につながったというようなことが報告されているところもありますので、ぜひそのようなことも含めて、町長の考え方、ほかにまだありましたらお聞かせいただいて、1点目の質問についてはこれで終わりたいと思います。なければよろしいです。

○副議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今後とも、そういった事例等も検討しながら考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） それでは、2点目についてお伺いをしたいと思いますけれども、北見まで実際に通院されている方、どの科かは別にしても、月約200名ぐらいの方は実際に通院されているという、そういうことも聞いておりますし、さらに増え続けることは間違いないのではないかというふうに思います。

実際に通っておられる方から、駅のホームの階段の上り下りが大変であると、そういったようなことも言われておまして、本当は通院バスのようなものを走らせてもらいたいと、このような話もあったのですけれども、そういったことなどについては考えることはできないでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） まず一つ、階段についてです。これについては、今までも個々に、遠軽の乗降所だけではなくて、北見のほうの、そちらで実は下りたいのだという方もございまして、そういったところはJRも当然入りながら、町も橋渡しをしながら、一緒に中に入って考えながら、今のところ個々に対応して、結論を出してやってきているところでございます。

それから、もう一つ、医療バスの件でございますけれども、これについてはやはり、今、いろいろ厚生病院の問題もございまして。北見の病院に通っている方、それは旭川もいろいろおられるということも承知しておりますが、やはり、私どもとしてはできるだけ、地元の医療を守る上でも、地元の病院にも通っていただきたいということもございまして。

そういった中で、先ほど来、1回目の答弁で申しておりますけれども、バスがなくなったというのは、やはり調査の上に基づいてやっているところでございます。今後、もしそういった調査等をやった中で、また相当数希望が出れば、そういったこともやはり考えていかなければならないなというふうにも、ひとつ私も考えております。ただ、そのときに注意しなければならないのは、これから人口減少がまだ、日本全体で、当然この地域も続いていくわけですが、そういった中で、JRの路線とのことも考えながら進めていかなければいけないということもあります。こういった中で、やはり、うちの町だけではなくて、これは本当にJR沿線、そしてバス路線の沿線の自治体、広域の中で、広く考えていかなければならない大きな課題であるというふうに認識しております。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） わかりました。人口減少もありますけれども、高齢化することによって、やはり、科は別にしても北見まで通院される方というのはこれからも増える可能性だってあると思います。言われましたように、今後の状況を見ながら、いろいろな角度から改めて検討していただきたいというふうに思います。

それで、最後の質問になりますけれども、以前の北海道新聞の1面に、高齢者の交通事故が増えているという、こういったような記事も出ておりました。北竜町あたりでは5万円分のタクシー利用券が交付をされておりますし、道からも見解が出ておまして、各市町村や道警などとも連携しながら自主返納が進められるように取り組みたいというふうに言われています。予算的に言っても、どういうことをやるかは別にして、昨年で7名ですか、ということだとそんなにかからないと思うのですが、どうでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 自主返納につきましては、今、公安委員会になるのですか、免許の更新等にも、そういったような、適正があるかどうかというようなこともやっておられます。そして、うちは住民基本台帳という形でやっておまして、今は六十何名ということでございます。

私としては、これはあくまでも自主返納ですから、それに対してどこまで、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが特典を出してやっていくというのは、正直言って、ある程度までいくかもしれませんが、いかがなものかなというのも実は考えているところでございます。

そういった中で、自主ですから、あくまでも自分はこれ以上、免許証を持っていて、もし運転してしまったら迷惑をかけるかもしれないというような方に、本当に自主的に返納していただくのが筋でありまして、その一つの手段として、免許を返してしまうと乗れなくなるものですから、そういった中で、今年度はタクシーも乗れますよというような制度をつくったのも、そういうことも効果があると思っておりますし、これについては、本当に住民の方から極めて好評をいただいております。こういったことをもう少し、今始めただけですので、続けながら、また考えていかなければいけないかなというふうに思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○副議長（杉本信一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 特典ということではなくて、あくまでも高齢者の交通事故防止という観点ということで考えているのですけれども、それなりにちょっと、答弁とは考え方が合わないのですけれどもね。自主ですけれども、私が言いました観点から、そういう自主返納支援制度が広がってきているということなので、もうちょっとそこら辺の観点から考えられないかどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） でありますから、ハイヤーを利用するときにはバスの助成券も使っていてですよということで、これ自体は本当に223%拡大しておりますし、本当にこれについてはたくさんの方から好評をいただいているわけでございます。そういったものの中でやはり自主返納につながっていけばいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（杉本信一君） よろしいですか。

以上で、佐藤議員の質問を終わります。

通告2番、岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ー登壇ー

私のほうから、マイナンバー制度が言われてから久しいのですが、当初出たときには、私自身、一体これは何だろうという思いをしたのですが、最近になって新聞報道がされるようになりました。そこで、町民からは、町ではどうなっているのとか、どうなるのだろうという質問があるので、マイナンバー制度の準備状況と安全対策について伺います。

この10月から、住民票のある国民一人一人に付けられた個人番号を通知する通知カードの発送が開始されます。多額の経費をかけて行われるこの制度は、国民にとっては百害あって一利なしとも言われています。中小企業にとっては、システム改修やセキュリティーの強化のために大きな負担増が予想されるため、準備不足が心配されています。ま

た、個人情報を守られるのか、セキュリティーに不安という報道もあります。

そこで、次の点について伺います。

1点目、遠軽町としての準備状況はどうなっているのでしょうか。

2点目、町内企業の準備状況はどうなっているのか。

3点目、町にとってのこの制度のメリット、デメリットは何でしょうか。

4点目、町民にとってのこの制度のメリット、デメリットは何かと。

5点目ですが、遠軽町としての個人情報漏えい対策はどのようなになっているのか。

以上5点について伺います。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

マイナンバー制度の準備状況と安全対策について、お答えをしてみたいと思います。

1点目の遠軽町としての準備状況はどうかとの御質問につきましては、社会保障税番号制度のシステム整備業務としまして、今年3月に住基システムの改修業務を完了したところであり、引き続き個人番号の付番、運用に向けての準備作業を進めているところです。

また、昨日御審議をいただきました、制度導入に伴う新たな条例及び個人情報保護条例の制定など、条例等の整備や特定個人情報保護評価の実施、制度の広報周知など、円滑な導入に向け準備を進めているところであります。

2点目の町内企業の準備状況はどうかとの御質問につきましては、来年1月以降、民間事業者の方も社会保障や税の手続の際に個人番号や法人番号を取り扱うことになるため、商工会議所、商工会等を通じて事業者向けパンフレットの配付等を行ったところであり、先般、商工会議所主催の事業者向け研修会には100名を超える参加者があるなど、準備に向けての関心もうかがえるところであり、今後とも商工会議所や商工会と連携しながら、再度研修会を開くなど民間事業者への周知拡大に協力してまいります。

3点目の町（行政）にとってのメリット、デメリットは何かとの御質問についてであります。マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報化など、これまで相当の時間を要した情報照合などの時間が削減され、手続が正確でスムーズになるものであります。

次に、4点目の町民にとってのメリット、デメリットは何かとの御質問についてであります。これまで社会保障や税の手続の際に、役場や社会保険事務所、税務署など複数の機関を回って書類を入手する必要があったものが、導入後は添付書類が削減されるなど、手続の簡素化が図られることであります。

5点目の遠軽町としての個人情報漏えい対策はどうかとの御質問についてであります。情報の管理は、今まで各機関で管理していた個人情報は、引き続き当該機関で管理する分散管理が採用され、個人情報が芽づる式に漏えいしないような仕組みとなっております。

《平成27年9月8日》

す。

また、町として、サイバー攻撃などから個人情報を守る対策として、個人情報などを管理する機関係システムとインターネットにつながる情報系システムを分離するなどの対策を行っており、今後も個人情報漏えいの対策強化を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ただいま準備状況として、システムの改修は完了していると、条例も整備されましたということでしたけれども、この問題で、今、新聞等で問題にされているのは、個人番号が本人に渡るかどうかということが問題だというふうに言われています。報道では、全国で5,500万世帯の少なくとも5%、275万世帯に通知カードが届かないおそれがあると。さらにもっと増えるのではないかとというふうに総務省は見ているというのです。10%という新聞もあるのですが、現在、現住所にいない人だとか、例えばひとり住まいの人で入院中だとか、施設に入所している人だとか、それから、子どもさんのところに行っているというような人、こういう人たちには、郵便局では一応1週間保管するのですが、その住居にいない人たち、そういう人たちにはどういうふうに届けるのか、その対策ができていのかどうか、ちょっと伺います。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま御質問のありました、住民票の住所にいない方についての対応ということでございますけれども、これにつきましては、東日本大震災の被災者ですとかDVの被害者、それから、ひとり暮らし、長期入院をされている方などにつきましては、8月24日から9月25日まで、これにつきましては、居所情報登録申請書というものを出示していただきまして、そちらのほうにお送りするというような手続もありまして、その辺も含めて対応していきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） やむを得ない理由で住所にいないという人は9月25日までということなのですが、この申請は来ていますか。どのぐらい来ているのでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 現在の状況ですが、問い合わせ等で申請書をお持ちになっている方が数件ありますが、実際にこちらのほうに届いているものはまだございません。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 先ほど町長は、今後、広報で周知をするということだったので

けれども、今の状況ではほとんど知られていないと言ってもいいのではないかなというふうに思うのです。

まだ知られていないということであれば、周知の方法として、紋別市では、先日、説明会を行いましたよね。60名ほど集まったというのですが、市民を対象にやったようなのですが、遠軽では町民に対する説明会という計画はないでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 町民を対象にして研修会というのは、まだ日程を組んでいないところがございますけれども、チラシ等で国のほうからも、また、町のホームページ等でも周知をしているところでありまして、今回、広報の9月号にも窓口からのお知らせということで、その面についてお知らせをしているところがございます、今後とも周知に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 広報にも出ています。25日までということになれば、本当に日にちはないですね。先ほどの割合で言えば、遠軽の場合は500世帯ほど、多分そういう、住所にいない人がいるのではないかと思われるのですが、そこへ届ける方法というのは、もうちょっと綿密に考える必要があるかなと思うのです。広報に出した、それからホームページに出したということで、待っているだけでは、多分、番号が通知されても届かない人たちがいると思うのですが、それ以上のきめ細かいことをやる必要があるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） ただいま住民生活課のほうとも連携等を取りながら進めているところがございます、今後、その必要性等を再度確認しながら対応を進めていきたいというふうに考えております。

また、郵便が戻ってきて、また対応する部分もありますので、その点も含めて、少しでもいい方法を検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 心配なのは、郵便受けに届いていても、とる人がいなくて、それが盗難に遭うとか何とかということがあったら困るなという思いで今、きめ細かいということをお願いしたのですが、できるだけそういうことがないように、届かないという人がいないように、大変でしょうが努力をしていただければと思います。

2点目の町内企業の準備状況ですが、先ほど町長から、研修会があつて、100名ほど参加されたということでした。

私も何人かの人に聞いたのですが、実は、他町であっても、「何、それ」という人が結

構っているのです。いや、話には聞いているけど、実際に何をやればいいのかわからないから、まだ何もしていないよという人がいるのです。まだまだ、やはり業者に対しての周知徹底というのか、これは商工会議所とも相談してやらなければならないことだと思うのですが、役場自体で全部の企業を回ってなどということはできるわけがないわけで、そのようなことをやれとは言わないけれども、結局、これは町税のほうにかかわってくるわけですよ。町としても、だから、これを放っておくわけにはいかないと思うのですが、町が出した、先日もらったマイナンバーの解説ガイドの導入編の中に、民間の事業者の方も準備が必要ですよというふうに書かれています。準備が必要ですよということは、準備をしなければいけませんよということですよ。準備しなければいけませんよ、黙って放っておいたらだめですよということだと思うのですが、このマイナンバー制度に従って、もしも事業者として、従業員のナンバーやなんかもきちんとつかまえて、報告しないということがあれば、何か不都合なことはあるのでしょうか。企業にとって不利益ということはあるのでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 法律として、関係する書類等に個人番号を記載してくださいということになっておりますので、必要な書類には、やはり個人番号をきちんと記載していただくということだと思います。

ただ、それに伴って何か不利益ということなのですけれども、罰則の規定はありますけれども、それは悪用したりということなものですから、直接それについて不利益ということとは、ちょっと今は思いつかないところでございます。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 私が聞いた人は、やはりこういうことを心配しているのです。よくわからないのだけれども、それをちゃんとしなかったら何か困ることはあるのということ聞かれるものだから今質問しているのですけれども、不適正な何かをしたときに罰則規定があるのであって、出さないための不利益というのは何かはっきりしないので、その辺、もうちょっとちゃんと教えてもらえればなと思います。これは後でもいいです。

次のほうに行きたいと思います。

さらに、民間事業者もということで、安全管理措置というところがありますけれども、この中に、事業者は、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要がありますと。それから、従業員に対して適切な監督も行わなければなりませんと書かれていますけれども、これは当然だと思うのですけれどもね。安全管理措置を講じるためには、費用がかかりますよね、セキュリティーに対しての。もちろん、その設備も必要だと思うのですが。その辺の費用については、それぞれの会社が負担するということでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

企業のシステム改修等セキュリティー強化に伴う費用につきましては、それぞれの企業

が負担をするということでございます。

ただ、新聞記事等を確認しまして、一応1,000人を超える企業では約500万円、1社当たり100万円という記事もありますし、また別の数十万円という数字もありますけれども、これについてはシステムを導入して調整をしている会社が主なものでございまして、全ての事業所ということではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

それで、個人の給与支払い報告書等、今後、個人番号が必要になってまいりますけれども、例えば保管等ですとか、あくまでも個人情報ですので、きちんと管理監督をしていただくと、そういう形の義務が出てくるかと、そういうふう感じております。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 費用がかかるということでした。

日本消費者連盟の代表は、消費税増税だとか社会保障費の負担増で厳しい経営を迫られている中小零細企業がさらなる負担増で破綻する、マイナンバー倒産の発生を危ぶんでいるという報道もありました。まさかそこまではいかないとは思いますが、遠軽の企業の中でも、このマイナンバー倒産が起こってはならないと思うのです。町内の企業に聞いてみても、先ほどから言っているように、何も聞いていないとか何もしていないとかということがほとんどだと思うのですが、業者の人から、このことについての問い合わせや何かはあるのでしょうか。費用をどうするとか、どのようなことをやらなければならないのかというようなことの問い合わせです。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 私どものほうに直接そういう問い合わせというのが来ているかということでございますけれども、今のところはございません。

それから、商工会議所のほうに確認をしたところ、そこについても、費用負担等、そういう問い合わせは今のところは来ていないということでございますけれども、商工会議所、また商工会等でも、先般の研修会、相当人数、会場がびっしりになるほど来ておりますので、年内にもう一度開催をするということで計画をしておりますので、その中でもまた周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） わかりました。事業者の対策のほうも急がなければならないかなというふうに思います。

それから、町にとって、あるいは町民にとってのメリット、デメリットということ伺ったのですが、社会保障とか税とか、両方照会が簡単になるというようなことで、行政のほうとしてはスムーズにいくということだと思っておりますが、町民にとっても、いろいろな行政手続が簡単になるということだったのですが、この1月から発行される個人カー

ド、これを個人が請求してとらなければ、何か不利益はあるのでしょうか。それとも、とらなくても、役場に行ったときに何でもないのかということなのですが。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

個人番号カードにつきましては、取得が義務付けられているものではございません。10月に通知カードが送られて、それを受け取った方が必要と考える場合には、その中に入っている書類を送ることによって、来年1月以降、個人番号カードが取得できるというものでございます。これにつきましては、顔写真がついておりまして、身分証明書としても活用できるほか、それ一つで個人番号事務が全部できるというような形になっております。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） だから、それをもらわないことによる不利益というのは何かありますか。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 失礼いたしました。

不利益という部分では、通知カードと、例えば本人確認を厳格にするというふうに決まっておりますので、通知カードのみでは顔写真がありませんので、あくまでも本人確認が難しいと。その場合に、例えば免許証と通知カードを合わせて提示する必要があると、そういう部分での手続はあるかと思えますけれども、とらないから云々ということ、直接なものはないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） わかりました。要するに、免許証があれば大体通るということですね。

免許証を持たない人はどうなるのでしょうか。顔写真の入ったものを持っていない、健康保険証で間に合うのかどうか、その辺はどうですか。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） ただいまの御質問ですけれども、顔写真のついているものというのは、例えば免許証ですとかパスポート、そういうもので確認はできるので、それと通知カードがあればいいと。ただ、ほかの保険証等については、それのみでは顔写真等がありませんので、もう一つ何か別なものとか、そういう複数の証明書と一緒に提出することによって確認をするというふうに一応決まっているようでございます。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） お年寄りが心配しているのです、その辺のことを。だから、保険

証はみんな持っていますよね。あとは後期高齢者とか、そういうものでもいいのでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 今おっしゃったとおり、複数のものがあれば確認できるということでございます。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 顔写真がなくても複数のものであればいいということですね。わかりました。

町民にとっても、それがあれば簡単にできるというふうになっていますが、このガイドにも、その辺、導入によるメリットとして書かれています。行政手続が簡単になるといっても、それは個人個人にしたらめったにないことなのです、住民票をとるにしても何にしても。それよりも、この中に書いてあるマイナンバーの管理を厳重にと。管理は厳重にという、こちらのほうがメリットよりもすぐ目につくのですが、その中に特定個人情報保護委員会という第三者機関があって、そういう第三者機関が監視、監督しているというふうにあります。遠軽の場合、これはもうできているのでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） これにつきましては、国の機関ということでございます。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 遠軽町自体では、この情報管理について、常に監視したり監督すると、こういう機関はあるのでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 遠軽町の機関ということであれば、個人情報の保護審査会という機関がございますので、そちらのほうがそういう内容等の検討をする機関になっております。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 昨日もそれは聞いたのですが、審査会議というのは事が起きてからですね。事を未然に防ぐために監視する、監督するという、そういうシステムは職場の中にあるのでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 情報の管理につきましては、私ども情報管財課が担当することになっております。

以上です。

《平成27年9月8日》

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） さらに、システム面について、「システムにアクセスできる人を制限したり」という記述があるのですが、これは町として、このシステムにアクセスする人は何人になるのでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 一応、関係する業務、また関係職員ということでございますけれども、番号法の別表第1に伴う業務が関係する業務となりまして、住民基本台帳関係の事務ですとか国民健康保険関係事務などがございます。

また、担当課といたしましては、総務課や住民生活課、税務課、保健福祉課など七つの部局が対象となりまして、人数的には約100名が対象になるものというふうに捉えております。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） このシステムを使う人は、多分、ほとんど全部にならないと、実際にはやはり使えないですね。そういう意味では、非常にリスクが大きいというか、そういうことが言えるのではないかなというふうに思うのです。

結局、この制度は、国にとっては非常にメリットがあるのだけれども、一人一人の町民にとって、私たち町民にとっては、余り、メリットがあるなというふうには思えない、逆に不安が残るような気がするのですが、5日付の新聞には、マイナンバー、はや不審電話という記事がありました。もう既にこういうことが起こっています。この制度を語る不審な電話や訪問の勧誘が全国で相次いでいて、警察が注意を呼びかけているという記事でした。

詐欺グループが動き出していることで、町民にもこういうことがあるということをしてできるだけ早く知らせることが必要だと思うのですが、こういう注意とか、これはほかのことでも今までもやっていますけれども、さらにこの制度が実施されるようになると、本当に丸裸になった情報が漏れるということでは危険だと思うので、こういうことを町民に知らせるという計画はあるのでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 町としましては、マイナンバーのホームページをつくっておりまして、その中で随時記事を更新して注意喚起等をやっているところでございます。また、新しい制度、新しい内容等の周知につきましても、ホームページを通じて行っているところでございます。また、広報等でも随時お知らせをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○副議長（杉本信一君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 結局、聞いていると不安しか残らないのですが、先ほど町として

個人情報漏えい対策はということで分散管理してということだったのですが、やっぱりたくさんの方がかかわることになるし、業者で言えば、ほとんどの業者は、経理のことだとか、労務管理だとか、ほかの会社に委託をしてやっているということですよ。そうすると、従業員の個人ナンバーも、多分そちらのほうに言わなければならないわけだから、そういうふうに広がりがあるのですよね。そういう意味では非常に、そういうリスクがだんだん多くなるということは言えるのではないかなと思います。

これは、役場としてはどうしようもないのですが、そこを何とかしないと、町民に被害が起こることが心配されるのです。行政の担当部分では万全な対策をとっているかもしれないけれども、やはり個人的には、必要のないものを持たなければならないと、このマイナンバーというものを。持たされるといいますか、国がつけてくるわけですから。持たされて、何かあって、紛失したりということになれば、これは恐らく自己責任ということになると思うのです。そういう意味では、どうしても、個人的には腑に落ちないものがあります。カードを持つということで、その管理も含めて非常に不安が必ず大きくなると思うのです。その不安を解消するためにも、もうちょっと、住民の皆さんに、こういうこともあるということ事前にきちんと周知することは大事なことで、先ほど言われたようなメリットだけではなくて、簡単になるではなくて、こういうこと、こういうこと、こういうこともあるから、ちゃんとしなければだめだよということを知らせる必要は絶対あると思います。

これは読売新聞なのですが、国がこの法律をつくった目的は、個人の金融資産の把握であるというふうに言われています。平成28年には個人の預金口座にもつなげることになって、ますます国に資産管理されるということで、これについてもクエスチョンマークが出ていますよね。そういう不安を増大させる、この制度自体に、町として、制度は進んでいますけれども、報道の中でもあります。延期とか、今実施するのは無理だとかむちゃだとかという論評もあります。町として、町長、準備は準備として進めるのだけれども、こういう状況で、準備不足ということは、やっぱりあると思うのです。国に対して、実施の延期、あるいは中止などを申し入れるということではできないでしょうか。

○副議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 岩澤議員の質問を聞いていると、私もだんだん不安ばかりで、頭がいっぱいになってきますけれども、今やはり、こういったもの、ICTなり、今の我々のデジタルの世界、コンピューターなりが世の中にもしっかりと根づいている。確かに、問題もあります。だけれども、これをでは皆さん、地球全体、国民として、昔に戻りますかといったら、やはり、問題もあるけれども、いろいろな面でメリットが大きいから、やはりこれは多分、では昔に戻りますかということにはならないというふうに思っております。全てのことがそうですけれども、やはり、必ずどのようなものにもリスクもありますし、メリットもあるわけでございます。そこはやはり、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、町でどうしようもできないよねという、これは法令で、民主主義に基づい

た国会の中で決まったことですから、我々としては、法治国家の中の一自治体としては、やはりそういったものを実施していかざるを得ないというふうにも思っております。そういった中で、住民の方にも周知できることはしっかりとしまいたいというふうに思っております。

ただ、この周知についても、このことだけではございませんけれども、限度というものがございまして、先ほどの御質問の中でも、施設の人とか、それからDVの人は、やはり来れないのではないかと。そういう人たちに説明会をやっても、そういう人たちは恐らく来ません。来る人というのは、多くの説明会をやってもそうなのですけれども、ちゃんとやる人がほとんどなのです。そういった、DVの人とか施設の人たちにどういうふうに周知していくかということが、我々も頭を常に悩ませていることであって、一人一人、なかなか行くわけにもいきませんし、通常は、広報なり、いろいろ、マスコミをお願いして報道してもらったりやっていくという方法が現実的などころでありまして、そういった中でもいろいろ検討してやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（岩澤武征君） 終わります。

○副議長（杉本信一君） 以上をもって、岩澤議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○副議長（杉本信一君） お諮りいたします。

9月9日、10日及び11日の3日間は決算審査のため、また、9月12日及び13日は休日のため、休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日から13日の5日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○副議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

午前10時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

副 議 長 松本信一

署 名 議 員

署 名 議 員 本と田良一

《平成27年9月8日》